

当院における人員配置基準について

当院は厚労大臣が定める看護を行なっている医療機関です。下記人員配置基準により、看護・介護にあたらせていただいております。

療養病棟入院基本料1 (療養入院 710号 令和6年7月1日)

- 1 北病棟

平均して、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師比率 20%以上と、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます。

精神病棟 15 対 1 入院基本料 (精神入院 2162号 令和2年4月1日)

- 2 北病棟・3 北病棟・2 南病棟

平均して、入院患者様 15 人に対して 1 人以上の看護職員（看護比率 40%以上）と、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます。

精神療養病棟入院料

(精療 62号 令和7年 7月1日) 3 中病棟

(精療 64号 令和7年 11月1日) 1 南病棟

平均して、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師比率 20%以上と、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます。

認知症治療病棟入院料1 (認治 39号 令和5年8月1日)

- 2 中病棟

平均して、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師比率 20%以上と、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます。